急速に進む高齢社会に対応するため、 平成12年4月から、介護保険制度が始ま ることになりました。

この制度は、老後生活の大きな不安と なっている介護の問題を、社会全体で支 えていこうとするものです。これまで保 健、福祉、医療の分野にまたがっていた 「介護」を一つの制度として、必要なサ ービスを総合的、一体的に受けられるよ うにします。

老後の生活をより安心なものにし、家 族の介護負担を軽減する介護保険制度。 市では4月から介護保険準備室を設け、 実施に向けての準備に入りました。広報 あきたでも随時、制度の説明をしていき ますので、この新しい制度にご理解をお 願いします。

えっ、どんなの?

平成12年4月1日から始まります

介護保険に加入するのは、40歳以上の人です

65歳以上の人(第1号被保険者)と、40~64歳の健康保険に加入して いる人(第2号被保険者)が、介護保険に加入します。

寝たきりや痴呆になったらサービスが受けられます

加入者が寝たきり、痴呆などで介護を必要とする状態になったり、常 時の介護までは必要ないが、家事や身じたくなど、日常生活に支援が 必要な状態になったとき、介護保険からサービスが受けられます。

受けられるサービス

在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)

訪問入浴介護

訪問看護

訪問リハビリテーション

居宅療養介護指導

通所(日帰り)介護(デイサービス)

通所(日帰り)リハビリテーション(ディケア)

福祉用具貸与

短期入所生活介護(福祉施設へのショートステイ)

短期入所療養介護

(医療施設へのショートステイ)

痴呆対応型共同生活介護

(痴呆性老人のグループホーム)

特定施設(有料老人ホームなど)入所者生活介護 このほか、福祉用具を購入したり、手すり、 段差の解消などのために住宅を改修した場 合は、その費用が支給されます。

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設
- · 療養型病床群
- ·老人性痴呆疾患療養病棟
- ・介護力強化病院(施行後3年間)

市町村 65 年金額が一定額以上の人 歳以上 年金から天引き■ 第1号被保険者 (約7割の人が対象) (65歳以上) 険 の 分保険料 料 49,517人 秋田市 平成9年10月1日 年金額が一定額以下の人 市町村に サービス利用 17% 個別に支払い (利用料1割負担) (約3割の人が対象) 第2号被保険者 40 \$ (40~64歳) 保 健保組合・国保など 64 険健康保険の 歳 110,398人 秋田市 平成9年10月1日 将保険料に上乗せ されます の保険 料 33%

第1号被保険者(65歳以上) 第 2 号被保険者(40~64歳) 寝たきり・痴呆などで入浴、排せつ、食事など サービスを 初老期痴呆、脳血管障害など、加齢にともなう の日常の生活動作について常に介護が必要な人 受けられる人 病気によって介護等が必要となった人 家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な人 保険料は、それぞれ加入している健康保険の算 保険料は所得に応じた額になり、その額は市町 保険料 定方法に基づいて設定されます。保険料には事業 村の介護サービスの水準によって高くなったり、 主負担・国庫負担があります。 低くなったりします。

介護保険制度

実態調査にご協力を お願いします

65歳以上の25,000人のかたに 調査票をお送りします

問い合わせ 介護保険準備室☎(66)2069

市では、介護保険事業計画を策定するため、65 歳以上の市民の半数の約25,000人のかたを対象 に、実態調査を行います。6月中旬に調査票を郵 送しますので、回答のうえご返送ください。

介護保険事業計画は、介護が必要なおとしより の数や必要なサービスの全体量などを把握し、円 滑にサービスを提供できるようにするものです。

実態調査は、秋田市の介護保険料算定の基礎と もなりますので、ご協力をお願いいたします。

介護保険制度について、

シリーズで解説

これから毎月第2金曜日発 行の広報あきたでシリーズ で解説していきます。6月 は12日号です。